

京都市立芸術大学学則

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年3月11日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成28年1月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成30年3月29日一部改正)

(平成31年3月1日一部改正)

(令和2年3月23日一部改正)

(令和3年3月31日一部改正)

(令和3年8月30日一部改正)

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 学部

　第1節 総則（第9条～第11条）

　第2節 学年、学期、休業日、修業年限等（第12条～第16条）

　第3節 入学、留学、休学、退学等（第17条～第29条）

　第4節 授業（第30条～第35条）

　第5節 卒業及び学位（第36条・第37条）

　第6節 委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生及び外国人留学生（第38条～第43条）

　第7節 賞罰（第44条・第45条）

　第8節 教員の免許状（第46条）

第3章 研究機関（第47条・第48条）

第4章 雜則

　第1節 公開講座（第49条）

　第2節 展覧会（第50条）

　第3節 演奏会（第51条）

　第4節 補則（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都市立芸術大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況についての情報の公表)

第3条 本学は、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

2 本学は、前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

美術学部

音楽学部

2 各学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 美術学部は、国際的な芸術文化の都である京都の文化的・人的資源を生かし、独創的で多様な研究を背景に、専門的かつ横断的な教育を通して、優れた芸術家をはじめ独創的な人材を生み出し、もって社会に貢献することを目的とする。

(2) 音楽学部は、個性を尊重し創造性を育む専門的な音楽芸術の教育研究により、幅広い教養を併せ持つ優れた音楽家や研究者となりうる人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(研究機関)

第6条 本学に日本伝統音楽研究センター（以下「伝音センター」という。）及び芸術資源研究センター（以下「芸資研」という。）を置く。

2 伝音センターは、日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を研究し、その成果を公表し、もって社会に貢献することを目的とする。

3 芸資研は、美術学部、音楽学部、附属図書館、芸術資料館等で蓄積してきた芸術資料の調査・研究を通じて、新たな芸術の創造や活用に資することを目的とする。

(附属施設)

第7条 本学に附属図書館及び芸術資料館並びにギャラリー@KCUAを置く。

2 附属図書館及び芸術資料館並びにギャラリー@KCUAに関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第8条 本学に次の職員を置く。

学長

学部長

研究科長

日本伝統音楽研究センター所長

芸術資源研究センター所長

芸術資源研究センター副所長

教授

准教授

講師

専任研究員

事務局長

学生部長

情報管理主事

附属図書館長

芸術資料館長

ギャラリー@KCUA長

キャリアデザインセンター長

事務職員

学芸員

司書

保健師

その他の職員

- 2 本学に副学長、助教及び助手を置くことがある。
- 3 学長は、本学の校務をつかさどる。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第2章 学部

第1節 総則

(学科、専攻及び収容定員)

第9条 学部の学科、専攻及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(教授会)

第10条 学部に、学部の教育研究及び運営に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 学部の教育課程の編成に関する事項
 - (4) 学部の教育研究についての教員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会及び教授会に準じる運営委員会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、学部その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 学長から学部長に付議された教員の人事に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学部の学生の在籍に関する事項
- (9) 学部長及び学部から選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
- (10) 学部の学生の賞罰に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等）

第11条 授業料及び委託料は、前期分にあっては当該年の4月30日までに、後期分にあっては当該年の10月31日までに納付しなければならない。

2 前項の規定による納期の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日を納期の末日とする。

3 前2項に定めるもののほか、授業料、委託料、入学考查料及び入学料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年，学期，休業日，修業年限等

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第14条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第3号の休業日は、別に定める。

3 学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は第1項の休業日を変更することができる。

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、学部に6年をこえて在学することができない。

2 前項の期間には、休学の期間を算入しないものとする。

第3節 入学，留学，休学，退学等

(入学)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣が指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 8 条第 1 項に規定する認定試験合格者（旧大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）第 8 条第 1 項に規定する資格検定合格者を含む。）
- (8) その他相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第 19 条 学部に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、別に定める書類により学長に願い出なければならない。

（入学試験）

第 20 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関し必要な事項は、別に定める。

（入学許可等）

第 21 条 入学試験に合格した者は、学長が指定する期日までに、入学料を納付し、かつ、誓約書その他別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学料を納付し、かつ、書類を提出した者に対し、入学を許可する。

（再入学、転入学及び編入学）

第 22 条 学長は、学部を退学した者で再入学を志願する者、他の大学から転入学を志願する者又は他の大学を卒業した者で編入学を志願するものについては、選考のうえ、入学を許可することができる。

(他の学校への転学及び入学)

第23条 他の学校へ転学又は入学を志願する学生は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 本学が学生の留学に関して協定又は認定した外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間中に履修した授業科目及び修得した単位の認定については、別に定める。

(休学)

第25条 病気その他やむを得ない理由により90日以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学することが不適当と認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の休学の期間は、1年をこえることができない。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、休学中の学生の願い出により、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して2年をこえることができない。ただし、休学の理由が、前条第1項の規定によらずに、外国の大学で学修するためであり、かつ、学長が教育研究上有益であると認める場合に限り、通算して4年以内で休学期間の延長を認めることがある。

5 前4項に定めるもののほか、休学に関し必要な事項は、別に定める。

(復学)

第26条 休学中の学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 学長は、次の各号の一つに該当する学生を除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (2) 在学年限を超えた者

- (3) 休学の期間満了後も修学することができない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡又は行方不明の者

(入学等の許可)

第29条 この節に定める入学、再入学、転入学、編入学、他の学校への転学又は入学、留学、休学、復学、退学に関する学長の許可は、教授会の議を経て行う。

第4節 授業

(授業の方法)

第30条 授業の方法は、講義、演習、実習及び実技とする。

(単位制及び単位の計算方法)

第31条 授業科目の履修は、単位制によるものとし、単位数は、次の各号に掲げる基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、美術学部にあっては45時間、音楽学部にあっては30時間の実習又は実技をもって1単位とする。ただし、音楽学部における個人指導による実技については、5時間以上で別に定める時間の実技をもって1単位とする。

(授業科目及びその単位数)

第32条 学部において開設する授業科目及びその単位数は、美術学部にあっては別表第2、音楽学部にあっては別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、学部において、教育職員免許法に規定する教員の免許状（以下「教員の免許状」という。）の授与を受けるために修得することを必要とする授業科目（以下「教職課程科目」という。）及び博物館法に規定する学芸員の資格を取得するために修得することを必要とする授業科目（以下「博物館学課程科目」という。）を開設する。

3 学部において開設する教職課程科目及びその単位数は、美術学部にあっては別表第4、音楽学部にあっては別表第5のとおりとする。

4 学部において開設する博物館学課程科目及びその単位数は、別表第6のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第33条 授業科目の履修方法は、別に定める。

(単位の授与等)

第34条 学長は、授業科目を履修した学生に対しては、その旨を認定したうえ、単位を与える。

2 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、その方法は、別に定める。

3 入学、再入学、転入学又は編入学前に履修した授業科目及び修得した単位の認定については、別に定める。

(単位互換協定に基づき他の大学において修得した単位の認定)

第35条 他の大学における授業科目の履修に係る単位の修得について定めた大学間の協定（以下「単位互換協定」という。）に基づき、学生が他の大学において履修した授業科目について当該大学において修得した単位は、別に定める単位数を限度として、本学において修得したものとみなす。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第36条 学長は、学生が第15条の修業年限を終え、別に定める授業科目を履修し、かつ、次の各号に掲げる単位を修得したときは、教授会の議を経て、卒業を認定するものとする。

(1) 美術学部

ア 美術科 124単位以上

イ デザイン科、工芸科及び総合芸術学科 126単位以上

(2) 音楽学部 音楽学科

124単位以上

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第37条 学部を卒業した者に対しては、別に定めるところにより学士の学位を授与する。

第6節 委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第38条 学長は、学部において研修することについて、国、地方公共団体又は他の教育機関から委託された者（外国人を除く。）があるときは、学部における教育及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第39条 学長は、学部において特定の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する者があるときは、学部における教育及び研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(単位互換履修生)

第40条 学長は、単位互換協定に基づき、学部において特定の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する他の大学の学生があるときは、選考のうえ、単位互換履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第41条 学長は、学部において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部における教育及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 学長は、学部において研修することについて、国、地方公共団体若しくは他の教育機関から委託された外国人又は学部において教育を受ける目的で入国し、学部に入学を志願する外国人があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(委任)

第43条 この節に定めるもののほか、委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第44条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を教授会及び教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第45条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、教授会及び教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が正常でない者
- (4) その他この規則若しくはこれに基づく定め若しくは処分に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められる者

第8節 教員の免許状

(教員の免許状)

第46条 教育職員免許法別表第1に掲げる基礎資格を有し、かつ、学部において同表に掲げる単位を修得した者が受けることができる教員の免許状の種類は、別表第7のとおりである。

第3章 研究機関

(日本伝統音楽研究センター)

第47条 伝音センターに、伝音センターの教育研究及び運営に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、日本伝統音楽研究センター所長（以下「伝音センター所長」という。）並びに伝音センターの教授、准教授及び講師をもって組織する。
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 伝音センターの教育研究についての教員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、及び学長等からの求めに応じ、学長等に意見を述べるものとする。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、伝音センターその他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 学長から伝音センター所長に付議された教員の人事に関する事項
- (7) 伝音センター所長及び伝音センターから選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（芸術資源研究センター）

第48条 芸資研に、芸資研の教育研究及び運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、芸術資源研究センター所長（以下「芸資研所長」という。）並びに専任研究員等をもって組織する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 芸資研の教育研究についての専任研究員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 運営委員会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、芸資研その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 学長から芸資研所長に付議された専任研究員等の人事に関する事項
- (7) 芸資研所長、芸資研副所長及び芸資研から選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雜則

第1節 公開講座

(公開講座)

第49条 本学は、市民の教養及び文化の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 展覧会

(展覧会)

第50条 本学は、適宜展覧会を実施する。

2 展覧会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 演奏会

(演奏会)

第51条 本学は、適宜演奏会を実施する。

2 演奏会に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 補則

(改正等)

第52条 この規則及びこの規則において別に定めることとされている事項に係る重要な規程の制定又は改廃は、法人の経営に関する部分については経営審議会の審議及び理事会の議決、それ以外は教授会または運営委員会及び教育研究審議会の審議並びに理事会の議決を経て、学長が行う。

(施行細則)

第53条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月30日から施行する。

別表第1（第9条関係）

| 学 部 | 学 科 | 専 攻 | 入学定員 | 収容定員 | |
|------|---------|---------------|---------|----------|--|
| 美術学部 | 美 術 科 | 日本画 専 攻 | 人 70 | 人 280 | |
| | | 油 画 専 攻 | | | |
| | | 彫 刻 専 攻 | | | |
| | | 版 画 専 攻 | | | |
| | | 構 想 設 計 専 攻 | | | |
| | デザイン科 | ビジュアル・デザイン専攻 | 30 | 120 | |
| | | 環境デザイン専攻 | | | |
| | | プロダクト・デザイン専攻 | | | |
| | 工 芸 科 | 陶 磁 器 専 攻 | 30 | 120 | |
| | | 漆 工 専 攻 | | | |
| | | 染 織 専 攻 | | | |
| | 総合芸術学科 | 総 合 芸 術 学 専 攻 | 5 | 20 | |
| 計 | | | 135 | 540 | |
| 音楽学部 | 音 楽 学 科 | 作 曲 専 攻 | 65 | 260 | |
| | | 指 挥 専 攻 | | | |
| | | ピ ア ノ 専 攻 | | | |
| | | 弦 楽 専 攻 | | | |
| | | 管 ・ 打 楽 専 攻 | | | |
| | | 声 楽 専 攻 | | | |
| | | 音 楽 学 専 攻 | | | |
| 計 | | | 65 | 260 | |
| 合 計 | | | 200 | 800 | |

別表第2（第32条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----|------------|-----|
| 講義 | 哲学1 | 2 |
| | 哲学2 | 2 |
| | 人間学 | 2 |
| | 歴史学1 | 2 |
| | 歴史学2 | 2 |
| | 文学概論 | 2 |
| | 美学 | 2 |
| | 社会学1 | 2 |
| | 社会学2 | 2 |
| | 宇宙の物理1 | 2 |
| | 宇宙の物理2 | 2 |
| | 現代物理1 | 2 |
| | 現代物理2 | 2 |
| | 物質の化学1 | 2 |
| | 物質の化学2 | 2 |
| | 現代生物学1 | 2 |
| | 現代生物学2 | 2 |
| | 造形心理学1 | 2 |
| | 造形心理学2 | 2 |
| | 芸術学概論 | 2 |
| | 工芸概説 | 2 |
| | 日本美術史概説 | 2 |
| | 東洋美術史概説1 | 2 |
| | 東洋美術史概説2 | 2 |
| | 西洋美術史概説1 | 2 |
| | 西洋美術史概説2 | 2 |
| | デザイン史概説 | 2 |
| | 哲学特論1 | 2 |
| | 哲学特論2 | 2 |
| | 現代思想1 | 2 |
| | 現代思想2 | 2 |
| | 考古学 | 2 |
| | 文化人類学 | 2 |
| | 比較文芸論 | 2 |
| | 原典資料研究1 | 2 |
| | 原典資料研究2 | 2 |
| | 身体と文化 | 2 |
| | 音楽学1 | 2 |
| | 音楽学2 | 2 |
| | コミュニケーション論 | 2 |
| | 都市計画論 | 2 |

| | |
|------------------|---|
| 環境設計論 | 2 |
| 映像論 1 | 2 |
| 映像論 2 | 2 |
| 造園学 1 | 2 |
| 造園学 2 | 2 |
| 日本文化論 1 | 2 |
| 日本文化論 2 | 2 |
| アートマネージメント論 | 2 |
| 現代メディア論 | 2 |
| 造形計画 1-A | 2 |
| 造形計画 1-B | 2 |
| 造形計画 2-A | 2 |
| 造形計画 2-B | 2 |
| 情報科学 1 | 2 |
| クリエイターのための知的財産入門 | 2 |
| 情報科学 2 | 2 |
| 数学の世界 1 | 2 |
| 数学の世界 2 | 2 |
| 現代の科学技術 | 2 |
| 実験心理学 1 | 2 |
| 実験心理学 2 | 2 |
| 図学 1 | 2 |
| 図学 2 | 2 |
| 材料の科学 | 2 |
| 材料学 1 | 2 |
| 材料学 2 | 2 |
| 材料学 3 | 2 |
| 材料学 4 | 2 |
| 材料学 5 | 2 |
| 材料学 6 | 2 |
| 美術解剖学 | 2 |
| 製陶法 1 | 2 |
| 製陶法 2 | 2 |
| 塗料塗装法 1 | 2 |
| 塗料塗装法 2 | 2 |
| 人間工学 | 2 |
| 印刷工学 | 2 |
| メカニズム論 | 2 |
| 色染学 | 2 |
| 染織工芸材料学 | 2 |
| 構造力学 | 2 |
| 建築法規 | 2 |
| 保存科学入門 | 2 |

| | | |
|----|--------------|---|
| | 芸術学 1 | 2 |
| | 芸術学 2 | 2 |
| | 現代芸術論 1 | 2 |
| | 現代芸術論 2 | 2 |
| | 現代芸術論 3 | 2 |
| | 現代芸術論 4 | 2 |
| | デザイン論 | 2 |
| | 日本美術史 (絵画) 1 | 2 |
| | 日本美術史 (絵画) 2 | 2 |
| | 日本美術史 (絵画) 3 | 2 |
| | 日本美術史 (彫刻) 1 | 2 |
| | 日本美術史 (彫刻) 2 | 2 |
| | 東洋美術史 1 | 2 |
| | 東洋美術史 2 | 2 |
| | 西洋美術史 1 | 2 |
| | 西洋美術史 2 | 2 |
| | 彫刻史 1 | 2 |
| | 彫刻史 2 | 2 |
| | 美術史特講 1 | 2 |
| | 美術史特講 2 | 2 |
| | デザイン史特論 | 2 |
| | 色彩学 | 2 |
| | 陶磁器工芸史 1 | 2 |
| | 陶磁器工芸史 2 | 2 |
| | 染織工芸史 1 | 2 |
| | 染織工芸史 2 | 2 |
| | 漆工史 1 | 2 |
| | 漆工史 2 | 2 |
| | 建築史 1 | 2 |
| | 建築史 2 | 2 |
| | 現代美術批評 1 | 2 |
| | 現代美術批評 2 | 2 |
| | 保健体育講義 | 2 |
| | 日本国憲法 | 2 |
| | 人権教育論 | 2 |
| | 情報処理基礎 | 2 |
| 演習 | 日本美術史演習 1 | 2 |
| | 日本美術史演習 2 | 2 |
| | テーマ演習 1 | 2 |
| | テーマ演習 2 | 2 |
| | テーマ演習 3 | 2 |
| | テーマ演習 4 | 2 |
| | テーマ演習 5 | 2 |

| | |
|------------------------------------|---|
| テーマ演習 6 | 2 |
| テーマ演習 7 | 2 |
| テーマ演習 8 | 2 |
| テーマ演習 9 | 2 |
| テーマ演習 10 | 2 |
| テーマ演習 11 | 2 |
| テーマ演習 12 | 2 |
| テーマ演習 13 | 2 |
| テーマ演習 14 | 2 |
| テーマ演習 15 | 2 |
| テーマ演習 16 | 2 |
| テーマ演習 17 | 2 |
| テーマ演習 18 | 2 |
| テーマ演習 19 | 2 |
| テーマ演習 20 | 2 |
| テーマ演習 21 | 2 |
| テーマ演習 22 | 2 |
| テーマ演習 23 | 2 |
| テーマ演習 24 | 2 |
| テーマ演習 25 | 2 |
| 基礎情報学 | 2 |
| コンピュータ演習 1-A (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 1-A (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 1-B (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 1-B (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 2-A (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 2-A (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 2-B (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 2-B (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 3-A (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 3-A (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 3-B (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |

| | |
|------------------------------------|---|
| コンピュータ演習 3－B (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 3－C (絵画・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 3－C (デザイン・映像メディア表現を含む) | 1 |
| コンピュータ演習 4 | 2 |
| コンピュータ演習 5 | 2 |
| 英語 AE 1－A 1 | 2 |
| 英語 AE 1－A 2 | 2 |
| 英語 AE 1－A 3 | 2 |
| 英語 AE 1－B 1 | 2 |
| 英語 AE 1－B 2 | 2 |
| 英語 AE 1－B 3 | 2 |
| 英語 AE 2－A 1 | 1 |
| 英語 AE 2－A 2 | 1 |
| 英語 AE 2－B 1 | 1 |
| 英語 AE 2－B 2 | 1 |
| 英語 I EC－A 1 | 1 |
| 英語 I EC－A 2 | 1 |
| 英語 I EC－B 1 | 1 |
| 英語 I EC－B 2 | 1 |
| 英語 I EW－A 1 | 1 |
| 英語 I EW－A 2 | 1 |
| 英語 I EW－B 1 | 1 |
| 英語 I EW－B 2 | 1 |
| フランス語（初級）1－A | 2 |
| フランス語（初級）1－B | 2 |
| フランス語（初級）2－A | 2 |
| フランス語（初級）2－B | 2 |
| フランス語（中・上級）A | 2 |
| フランス語（中・上級）B | 2 |
| ドイツ語（初級）A | 2 |
| ドイツ語（初級）B | 2 |
| ドイツ語（中級）A | 2 |
| ドイツ語（中級）B | 2 |
| 体育 1－A | 1 |
| 体育 1－B | 1 |
| 体育 1－C | 1 |
| 体育 1－D | 1 |
| 体育 1－E | 1 |
| 体育 1－F | 1 |

| | |
|---------------------------|---------------|
| 体育 1 - G | 1 |
| 体育 1 - H | 1 |
| 体育 2 - a | 1 |
| 体育 2 - b | 1 |
| 専門書講読 (英語) | 2 |
| 専門書講読 (フランス語) | 2 |
| 専門書講読 (ドイツ語) | 2 |
| 専門書講読 (古文書・古筆) | 2 |
| 基礎演習 A | 2 |
| 基礎演習 B | 2 |
| ゼミ演習 1 A | 4 |
| ゼミ演習 1 B | 4 |
| ゼミ演習 2 A | 4 |
| ゼミ演習 2 B | 4 |
| ゼミ演習 3 A | 4 |
| ゼミ演習 3 B | 4 |
| 合同演習 A | 2 |
| 合同演習 B | 2 |
| 共通基礎 | 総合基礎実技 (絵画) |
| | 総合基礎実技 (彫刻) |
| | 総合基礎実技 (デザイン) |
| | 総合基礎実技 (工芸) |
| 共通 | プリンティング |
| | フォトグラフィ |
| | 毛筆画 |
| | デッサン |
| | テーマ実技 |
| 日本画A | 8 |
| 日本画B | 8 |
| 油画A | 8 |
| 油画B | 8 |
| 彫刻A (デッサン) | 2 |
| 彫刻A (彫刻) | 6 |
| 彫刻B (工芸・プロダクト制作を含む) | 2 |
| 彫刻B (彫刻) | 6 |
| 版画A (絵画・映像メディア表現を含む。) | 1 |
| 版画A (デザイン・映像メディア表現を含む。) | 1 |
| 版画A (版画) | 6 |
| 版画B (絵画・映像メディア表現を含む。) | 1 |
| 版画B (デザイン・映像メディア表現を含む。) | 1 |
| 版画B (版画) | 6 |
| 構想設計A (絵画・映像メディア表現を含む。) | 1 |
| 構想設計A (デザイン・映像メディア表現を含む。) | 1 |

| | |
|----------------------------|---|
| 構想設計A（彫刻） | 2 |
| 構想設計A（構想設計） | 4 |
| 構想設計B（絵画・映像メディア表現を含む。） | 1 |
| 構想設計B（デザイン・映像メディア表現を含む。） | 1 |
| 構想設計B（彫刻） | 2 |
| 構想設計B（構想設計） | 4 |
| 日本画1 | 6 |
| 日本画2 | 6 |
| 日本画3 | 6 |
| 模写・水墨画 | 6 |
| 油画1+壁画 | 6 |
| 油画2 | 6 |
| 油画3 | 6 |
| 壁画 | 6 |
| 彫刻1 | 6 |
| 彫刻2 | 6 |
| 彫刻3 | 6 |
| 版画制作 | 6 |
| 構想設計 | 6 |
| デザイン基礎1（デザイン・映像メディア表現を含む。） | 6 |
| デザイン基礎1（絵画・映像メディア表現を含む。） | 2 |
| デザイン基礎2A（デザイン） | 5 |
| デザイン基礎2A（デッサン） | 1 |
| デザイン基礎2A（工芸・プロダクト制作を含む。） | 1 |
| デザイン基礎2A（製図） | 1 |
| デザイン基礎2B（デザイン） | 5 |
| デザイン基礎2B（デッサン） | 1 |
| デザイン基礎2B（工芸・プロダクト制作を含む。） | 1 |
| デザイン基礎2B（製図） | 1 |
| ビジュアル・デザイン1 | 6 |
| ビジュアル・デザイン2 | 6 |
| 環境デザイン1 | 6 |
| 環境デザイン2 | 6 |
| プロダクト・デザイン1（A） | 2 |
| プロダクト・デザイン1（B） | 2 |
| プロダクト・デザイン1（C） | 2 |
| プロダクト・デザイン2（A） | 2 |
| プロダクト・デザイン2（B） | 2 |
| プロダクト・デザイン2（C） | 2 |
| 工芸基礎（工芸） | 6 |
| 工芸基礎（デザイン） | 2 |
| 陶磁器基礎A（陶磁器） | 6 |

| | |
|--------------------------|---|
| 陶磁器基礎A (デッサン) | 1 |
| 陶磁器基礎A (デザイン) | 1 |
| 陶磁器基礎B (陶磁器・プロダクト制作を含む。) | 6 |
| 陶磁器基礎B (デッサン) | 1 |
| 陶磁器基礎B (デザイン) | 1 |
| 陶磁器 1 | 6 |
| 陶磁器 2 | 6 |
| 陶磁器 3 | 6 |
| 漆工基礎A (漆工) | 6 |
| 漆工基礎A (デッサン) | 1 |
| 漆工基礎A (デザイン) | 1 |
| 漆工基礎B (漆工・プロダクト制作を含む。) | 6 |
| 漆工基礎B (デッサン) | 1 |
| 漆工基礎B (デザイン) | 1 |
| 漆工 1 | 6 |
| 漆工 2 | 6 |
| 染織基礎A (染織) | 6 |
| 染織基礎A (デッサン) | 1 |
| 染織基礎A (デザイン) | 1 |
| 染織基礎B (染織・プロダクト制作含む。) | 6 |
| 染織基礎B (デッサン) | 1 |
| 染織基礎B (デザイン) | 1 |
| 染織 1 | 6 |
| 染織 2 | 6 |
| 染織 3 | 6 |
| 総合芸術学科基礎実技 | 2 |

別表第3（第32条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----|------------|-----|
| 講義 | 音楽社会学 | 2 |
| | 西洋音楽史Ⅰ | 2 |
| | 西洋音楽史Ⅱ | 2 |
| | 西洋音楽史Ⅲ | 2 |
| | 音楽心理学 | 2 |
| | 音楽音響学 | 2 |
| | 哲学 | 2 |
| | メディア学 | 2 |
| | 環境生態学 | 2 |
| | 文芸学 | 2 |
| | 演劇学 | 2 |
| | 芸術学 | 2 |
| | 西洋美術史Ⅰ | 2 |
| | 西洋美術史Ⅱ | 2 |
| | 日本美術史 | 2 |
| | 文化人類学 | 2 |
| | 西洋文化史Ⅰ | 2 |
| | 西洋文化史Ⅱ | 2 |
| | 日本文化史Ⅰ | 2 |
| | 日本文化史Ⅱ | 2 |
| | アジア文化史Ⅰ | 2 |
| | アジア文化史Ⅱ | 2 |
| | 社会学 | 2 |
| | 心理学 | 2 |
| | 法学 | 2 |
| | 日本国憲法 | 2 |
| | 人権教育論 | 2 |
| | 鍵盤楽器総論Ⅰ | 2 |
| | 鍵盤楽器総論Ⅱ | 2 |
| | オペラ総論1 | 2 |
| | オペラ総論2 | 2 |
| | 実験音楽論 | 2 |
| | 民族音楽学Ⅰ | 2 |
| | 民族音楽学Ⅱ | 2 |
| | 音楽音声学 | 2 |
| | 舞台芸術論1 | 2 |
| | 舞台芸術論2 | 2 |
| | 日本音楽史Ⅰ | 2 |
| | 日本音楽史Ⅱ | 2 |
| | 音楽生理学 | 2 |
| | ピアノ演奏法特殊講義 | 2 |

| | | |
|----|------------------|---|
| | 楽器構造論 | 2 |
| | 調律論 | 2 |
| | 音楽経営論 | 2 |
| | ポピュラー音楽論 | 2 |
| | 音楽療法 | 2 |
| | 音楽科教育法IV | 2 |
| | 音楽学特講 a | 2 |
| | 音楽学特講 b | 2 |
| | 音楽学特講 c | 2 |
| | 音楽学特講 d | 2 |
| | 音楽学特講 e | 2 |
| | 音楽学特講 f | 2 |
| | 音楽学特講 g | 2 |
| | 音楽学特講 h | 2 |
| | 音楽学特講 i | 2 |
| | 音楽学特講 j | 2 |
| | 音楽学特講 k | 2 |
| | 音楽学特講 L | 2 |
| | 音楽学特講 m | 2 |
| | 音楽学特講 n | 2 |
| | 音楽学特講 o | 2 |
| | 情報機器の操作 | 2 |
| | 保健（体育）講義 1 | 1 |
| | 保健（体育）講義 2 | 1 |
| | 入門講座：数学 | 1 |
| | 入門講座：物理 | 1 |
| | ミュージック・ライティング I | 2 |
| | ミュージック・ライティング II | 2 |
| 演習 | 和声法初級 1 | 1 |
| | 和声法初級 2 | 1 |
| | 和声法中級 1 | 1 |
| | 和声法中級 2 | 1 |
| | 和声法上級 1 | 1 |
| | 和声法上級 2 | 1 |
| | 楽曲分析 1 | 1 |
| | 楽曲分析 2 | 1 |
| | 楽曲分析 3 | 1 |
| | 楽曲分析 4 | 1 |
| | 楽曲分析 5 | 1 |
| | 楽曲分析 6 | 1 |
| | 楽曲分析 7 | 1 |
| | 楽曲分析 8 | 1 |
| | 和声法（指揮） 1 | 1 |

| | |
|--------------|---|
| 和声法（指揮） 2 | 1 |
| 和声法（指揮） 3 | 1 |
| 和声法（指揮） 4 | 1 |
| 作曲法（編曲法を含む。） | 1 |
| ディクション a 1 | 1 |
| ディクション a 2 | 1 |
| ディクション b 1 | 1 |
| ディクション b 2 | 1 |
| ディクション c 1 | 1 |
| ディクション c 2 | 1 |
| ディクション d 1 | 1 |
| ディクション d 2 | 1 |
| 楽典分析 a | 1 |
| 楽典分析 b | 1 |
| 楽典分析 c | 1 |
| 楽典分析 d | 1 |
| 楽典分析 e | 1 |
| 楽典分析 f | 1 |
| 楽典分析 g | 1 |
| 楽典分析 h | 1 |
| 楽典分析 i | 1 |
| 楽典分析 j | 1 |
| 楽典分析 k | 1 |
| 楽典分析 L | 1 |
| 対位法 1 | 1 |
| 対位法 2 | 1 |
| 対位法（指揮） 1 | 1 |
| 対位法（指揮） 2 | 1 |
| 対位法（指揮） 3 | 1 |
| 対位法（指揮） 4 | 1 |
| 管弦楽法 1 | 1 |
| 管弦楽法 2 | 1 |
| 作曲特別演習 1 | 1 |
| 作曲特別演習 2 | 1 |
| 作曲特別演習 3 | 1 |
| 作曲特別演習 4 | 1 |
| 音楽学演習 a | 1 |
| 音楽学演習 b | 1 |
| 音楽学演習 c | 1 |
| 音楽学演習 d | 1 |
| 音楽学演習 e | 1 |
| 音楽学演習 f | 1 |
| 音楽学演習 g | 1 |

| | |
|------------------------------|---|
| 音楽学演習 h | 1 |
| 音楽学演習 i | 1 |
| 音楽学特別演習 1 | 1 |
| 音楽学特別演習 2 | 1 |
| 音楽学特別演習 3 | 1 |
| 音楽学特別演習 4 | 1 |
| 卒業論文 | 4 |
| バレエ 1 | 1 |
| バレエ 2 | 1 |
| 楽書講読（英語） 1 | 1 |
| 楽書講読（英語） 2 | 1 |
| 楽書講読（仏語） 1 | 1 |
| 楽書講読（仏語） 2 | 1 |
| 楽書講読（独語） 1 | 1 |
| 楽書講読（独語） 2 | 1 |
| 楽書講読（伊語） 1 | 1 |
| 楽書講読（伊語） 2 | 1 |
| 英語A 1 [平成29年度以前入学生：英語1] | 2 |
| 英語A 2 [平成29年度以前入学生：英語2] | 2 |
| 英語B 1 | 1 |
| 英語B 2 | 1 |
| 英語（会話） 1 [平成29年度以前入学生：英語3] | 1 |
| 英語（会話） 2 [平成29年度以前入学生：英語4] | 1 |
| 英語（作文） 1 [平成29年度以前入学生：英語5] | 1 |
| 英語（作文） 2 [平成29年度以前入学生：英語6] | 1 |
| 実践英語（留学） 1 [平成29年度以前入学生：英語7] | 1 |
| 実践英語（留学） 2 [平成29年度以前入学生：英語8] | 1 |
| フランス語 1 | 2 |
| フランス語 2 | 2 |
| フランス語 3 | 1 |
| フランス語 4 | 1 |
| フランス語 5 | 1 |
| フランス語 6 | 1 |
| フランス語 7 | 1 |
| フランス語 8 | 1 |
| ドイツ語 1 | 2 |
| ドイツ語 2 | 2 |
| ドイツ語 3 | 1 |
| ドイツ語 4 | 1 |
| ドイツ語 5 | 1 |
| ドイツ語 6 | 1 |

| | |
|----------------|---|
| ドイツ語 7 | 1 |
| ドイツ語 8 | 1 |
| イタリア語 1 | 2 |
| イタリア語 2 | 2 |
| イタリア語 3 | 1 |
| イタリア語 4 | 1 |
| イタリア語 5 | 1 |
| イタリア語 6 | 1 |
| イタリア語 7 | 1 |
| イタリア語 8 | 1 |
| 原典研究（英語） I | 1 |
| 原典研究（英語） II | 1 |
| 原典研究（独語） I | 1 |
| 原典研究（独語） II | 1 |
| 原典研究（仏語） I | 1 |
| 原典研究（仏語） II | 1 |
| 総合演習 I | 2 |
| キャリアデザイン演習 | 1 |
| 実習及び実技 | |
| ソルフェージュ 1 | 1 |
| ソルフェージュ 2 | 1 |
| ソルフェージュ 3 | 1 |
| ソルフェージュ 4 | 1 |
| 合唱 1 | 1 |
| 合唱 2 | 1 |
| 合唱 3 | 1 |
| 合唱 4 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科） 1 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科） 2 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科） 3 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科） 4 | 1 |
| ピアノ（副科） 1 | 1 |
| ピアノ（副科） 2 | 1 |
| ピアノ（副科） 3 | 1 |
| ピアノ（副科） 4 | 1 |
| オーケストラ 1 | 2 |
| オーケストラ 2 | 2 |
| オーケストラ 3 | 2 |
| オーケストラ 4 | 2 |
| オーケストラ 5 | 2 |
| オーケストラ 6 | 2 |
| オーケストラ 7 | 2 |
| オーケストラ 8 | 2 |
| サクソフォンアンサンブル 1 | 1 |

| | |
|---------------------|---|
| サクソフォンアンサンブル2 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル3 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル4 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル5 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル6 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル7 | 1 |
| サクソフォンアンサンブル8 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル1 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル2 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル3 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル4 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル5 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル6 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル7 | 1 |
| ユーフォニアム・チューバアンサンブル8 | 1 |
| 作曲I 1 | 3 |
| 作曲I 2 | 3 |
| 作曲I 3 | 3 |
| 作曲I 4 | 3 |
| 作曲I 5 | 3 |
| 作曲I 6 | 3 |
| 作曲I 7 | 3 |
| 作曲I 8 | 3 |
| 作曲II 1 | 2 |
| 作曲II 2 | 2 |
| 作曲II 3 | 2 |
| 作曲II 4 | 2 |
| 作曲II 5 | 2 |
| 作曲II 6 | 2 |
| 作曲II 7 | 2 |
| 作曲II 8 | 2 |
| 総譜視奏（作曲）1 | 1 |
| 総譜視奏（作曲）2 | 1 |
| 指揮1 | 3 |
| 指揮2 | 3 |
| 指揮3 | 3 |
| 指揮4 | 3 |
| 指揮5 | 3 |
| 指揮6 | 3 |
| 指揮7 | 3 |
| 指揮8 | 3 |
| 総譜視奏1 | 1 |
| 総譜視奏2 | 1 |

| | |
|-----------|---|
| 総譜視奏3 | 1 |
| 総譜視奏4 | 1 |
| 総譜視奏5 | 1 |
| 総譜視奏6 | 1 |
| 総譜視奏7 | 1 |
| 総譜視奏8 | 1 |
| オーケストラ実習1 | 1 |
| オーケストラ実習2 | 1 |
| オーケストラ実習3 | 1 |
| オーケストラ実習4 | 1 |
| オーケストラ実習5 | 1 |
| オーケストラ実習6 | 1 |
| オーケストラ実習7 | 1 |
| オーケストラ実習8 | 1 |
| ピアノ1 | 3 |
| ピアノ2 | 3 |
| ピアノ3 | 3 |
| ピアノ4 | 3 |
| ピアノ5 | 3 |
| ピアノ6 | 3 |
| ピアノ7 | 3 |
| ピアノ8 | 3 |
| ピアノ重奏1 | 1 |
| ピアノ重奏2 | 1 |
| ピアノ重奏3 | 1 |
| ピアノ重奏4 | 1 |
| ピアノ伴奏法1 | 1 |
| ピアノ伴奏法2 | 1 |
| ピアノ伴奏法3 | 1 |
| ピアノ伴奏法4 | 1 |
| ピアノ伴奏法5 | 1 |
| ピアノ伴奏法6 | 1 |
| ピアノ伴奏法7 | 1 |
| ピアノ伴奏法8 | 1 |
| ピアノ公開演奏 | 2 |
| 弦楽1 | 3 |
| 弦楽2 | 3 |
| 弦楽3 | 3 |
| 弦楽4 | 3 |
| 弦楽5 | 3 |
| 弦楽6 | 3 |
| 弦楽7 | 3 |
| 弦楽8 | 3 |

| | |
|---------------|---|
| 弦楽合奏 1 | 1 |
| 弦楽合奏 2 | 1 |
| 弦楽合奏 3 | 1 |
| 弦楽合奏 4 | 1 |
| 弦楽合奏 5 | 1 |
| 弦楽合奏 6 | 1 |
| 弦楽合奏 7 | 1 |
| 弦楽合奏 8 | 1 |
| ヴィオラ (副科) 1 | 1 |
| ヴィオラ (副科) 2 | 1 |
| 管・打楽 1 | 3 |
| 管・打楽 2 | 3 |
| 管・打楽 3 | 3 |
| 管・打楽 4 | 3 |
| 管・打楽 5 | 3 |
| 管・打楽 6 | 3 |
| 管・打楽 7 | 3 |
| 管・打楽 8 | 3 |
| 管・打楽合奏 1 | 1 |
| 管・打楽合奏 2 | 1 |
| 管・打楽合奏 3 | 1 |
| 管・打楽合奏 4 | 1 |
| 管・打楽合奏 5 | 1 |
| 管・打楽合奏 6 | 1 |
| 管・打楽合奏 7 | 1 |
| 管・打楽合奏 8 | 1 |
| 声楽 1 | 3 |
| 声楽 2 | 3 |
| 声楽 3 | 3 |
| 声楽 4 | 3 |
| 声楽 5 | 3 |
| 声楽 6 | 3 |
| 声楽 7 | 3 |
| 声楽 8 | 3 |
| 合唱 5 | 1 |
| 合唱 6 | 1 |
| 合唱 7 | 1 |
| 合唱 8 | 1 |
| 重唱 1 | 1 |
| 重唱 2 | 1 |
| 重唱 3 | 1 |
| 重唱 4 | 1 |
| 管・弦・打楽 (副科) 5 | 1 |

| | |
|------------------|---|
| 管・弦・打楽（副科）6 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科）7 | 1 |
| 管・弦・打楽（副科）8 | 1 |
| 室内楽1 | 1 |
| 室内楽2 | 1 |
| 室内楽3 | 1 |
| 室内楽4 | 1 |
| 室内楽5 | 1 |
| 室内楽6 | 1 |
| 器楽合奏1 | 1 |
| 器楽合奏2 | 1 |
| ピアノ（副科）5（伴奏を含む。） | 1 |
| ピアノ（副科）6（伴奏を含む。） | 1 |
| ピアノ（副科）7 | 1 |
| ピアノ（副科）8 | 1 |
| ヴィオラ（副科）3 | 1 |
| ヴィオラ（副科）4 | 1 |
| ヴィオラ（副科）5 | 1 |
| ヴィオラ（副科）6 | 1 |
| オペラ実習1 | 1 |
| オペラ実習2 | 1 |
| オペラ実習3 | 1 |
| オペラ実習4 | 1 |
| 指揮法（副科）1 | 1 |
| 指揮法（副科）2 | 1 |
| チェンバロ（副科）1 | 1 |
| チェンバロ（副科）2 | 1 |
| チェンバロ（副科）3 | 1 |
| チェンバロ（副科）4 | 1 |
| 声楽（副科）1 | 1 |
| 声楽（副科）2 | 1 |
| 声楽（副科）3 | 1 |
| 声楽（副科）4 | 1 |
| 体育I 1 | 1 |
| 体育I 2 | 1 |
| 体育II（I） | 1 |
| 体育II（II） | 1 |
| 学内リサイタル | 3 |
| 音楽学実習a1 | 1 |
| 音楽学実習a2 | 1 |
| 音楽学実習b1 | 1 |
| 音楽学実習b2 | 1 |
| 音楽学実習c1 | 1 |

| | |
|--------------------|---|
| 音楽学実習 c 2 | 1 |
| 音楽学実習 d 1 | 1 |
| 音楽学実習 d 2 | 1 |
| 音楽家のためのトレーニング実践 I | 1 |
| 音楽家のためのトレーニング実践 II | 1 |

別表第4（第32条関係） [美術学部]
 (平成30年度以前に入学した者に適用)

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------|-------------|-----|
| 教職に関する科目 | 教育原理1 | 2 |
| | 教育原理2 | 2 |
| | 教育心理学 | 2 |
| | 社会教育及び視聴覚教育 | 2 |
| | 教科教育法（美術1） | 2 |
| | 教科教育法（美術2） | 2 |
| | 教科教育法（美術3） | 2 |
| | 教科教育法（工芸1） | 2 |
| | 教科教育法（工芸2） | 2 |
| | 道徳教育の研究 | 2 |
| | 特別活動論 | 2 |
| | カウンセリング論 | 2 |
| | 教員の職務論 | 2 |
| | 生徒指導論 | 2 |
| | 事前事後指導 | 1 |
| | 教育実習I | 2 |
| | 教育実習II | 2 |
| | 教職実践演習 | 2 |

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------|---------|-----|
| 教科に関する科目 | 美術概論1 | 2 |
| | 美術概論2 | 2 |
| | 工芸学概論 | 2 |
| | 図法及び製図1 | 2 |
| | 図法及び製図2 | 2 |
| | 工芸制作1 | 2 |
| | 工芸制作2 | 2 |

※その他の教科に関する科目は、別表第2の授業科目のうちから別に定める。

別表第4（第32条関係）〔美術学部〕

(平成31年度以降に入学した者に適用)

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------|---------------------|-----|
| 教職に関する科目 | 教育原理 | 2 |
| | 教員の職務論 | 2 |
| | 教育行政学 | 2 |
| | 教育心理学 | 1 |
| | 特別支援教育論 | 1 |
| | 教育の課程と方法 | 2 |
| | 道徳教育指導論 | 2 |
| | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 |
| | 教育方法論 | 2 |
| | 生徒・進路指導論 | 2 |
| | 教育相談の基礎と方法 | 2 |
| | 事前事後指導 | 1 |
| | 教育実習Ⅰ | 2 |
| | 教育実習Ⅱ | 2 |
| | 教職実践演習 | 2 |

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|------------------|------------|-----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 美術科教育法A | 2 |
| | 美術科教育法B | 2 |
| | 美術科工芸科教育法Ⅰ | 2 |
| | 美術科工芸科教育法Ⅱ | 2 |
| | 美術概論1 | 2 |
| | 美術概論2 | 2 |
| | 工芸学概論 | 2 |
| | 図法及び製図1 | 2 |
| | 図法及び製図2 | 2 |
| | 工芸制作1 | 2 |
| | 工芸制作2 | 2 |

※その他の教科及び教科の指導法に関する科目は、別表第2の授業科目のうちから別に定める。

別表第5（第32条関係）[音楽学部]

(平成30年度以前に入学した者に適用)

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------|----------|-----|
| 教職に関する科目 | 教育原理 | 2 |
| | 教育行政学 | 2 |
| | 教育課程論 | 2 |
| | 教育心理学 | 2 |
| | 視聴覚教育 | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅰ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅱ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅲ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅳ | 2 |
| | 道徳教育の研究 | 2 |
| | 特別活動論 | 2 |
| | カウンセリング論 | 2 |
| | 教員の職務論 | 2 |
| | 生徒指導論 | 2 |
| | 総合演習Ⅱ | 2 |
| | 事前事後指導 | 1 |
| | 教育実習Ⅰ | 2 |
| 教育実習Ⅱ | 2 | |
| 教職実践演習 | 2 | |

※教科に関する科目及びその他の科目は、別表第3の授業科目のうちから別に定める。

別表第5（第32条関係）[音楽学部]
 (平成31年度以降に入学した者に適用)

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|-----------------|---------------------|-----|
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | 教育原理 | 2 |
| | 教員の職務論 | 2 |
| | 教育行政学 | 2 |
| | 教育心理学 | 1 |
| | 特別支援教育論 | 1 |
| | 教育課程論 | 2 |
| | 道徳教育指導論 | 2 |
| | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 |
| | 教育方法論 | 2 |
| | 生徒・進路指導論 | 2 |
| | 教育相談の基礎と方法 | 2 |
| | 事前事後指導 | 1 |
| | 教育実習Ⅰ | 2 |
| | 教育実習Ⅱ | 2 |
| | 教職実践演習 | 2 |

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|------------------|---------|-----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 音楽科教育法Ⅰ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅱ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅲ | 2 |
| | 音楽科教育法Ⅳ | 2 |

※その他の教科及び教科の指導法に関する科目は、別表第3の授業科目のうちから別に定める。

別表第6（第32条関係）

| 区分 | 授業科目 | 単位数 |
|------|-------------|-----|
| 必修科目 | 生涯学習概論 | 2 |
| | 博物館概論 | 2 |
| | 博物館経営論 | 2 |
| | 博物館資料論 | 2 |
| | 博物館資料保存論 | 2 |
| | 博物館展示論 | 2 |
| | 博物館教育論 | 2 |
| | 博物館情報・メディア論 | 2 |
| | 博物館実習1 | 2 |
| | 博物館実習2 | 2 |
| 選択科目 | 日本美術史演習1 | 2 |
| | 日本美術史演習2 | 2 |
| | 日本美術史(絵画)1 | 2 |
| | 日本美術史(絵画)2 | 2 |
| | 日本美術史(彫刻)1 | 2 |
| | 日本美術史(彫刻)2 | 2 |
| | 東洋美術史1 | 2 |
| | 東洋美術史2 | 2 |
| | 西洋美術史1 | 2 |
| | 西洋美術史2 | 2 |
| | 彫刻史1 | 2 |
| | 彫刻史2 | 2 |
| | 美術史特講1 | 2 |
| | 美術史特講2 | 2 |
| | 陶磁器工芸史1 | 2 |
| | 陶磁器工芸史2 | 2 |
| | 染織工芸史1 | 2 |
| | 染織工芸史2 | 2 |
| | 考古学 | 2 |
| | 建築史1 | 2 |
| | 建築史2 | 2 |
| | 漆工史1 | 2 |
| | 漆工史2 | 2 |
| | 宇宙の物理1 | 2 |
| | 宇宙の物理2 | 2 |
| | 現代物理1 | 2 |
| | 現代物理2 | 2 |
| | 物質の化学1 | 2 |
| | 物質の化学2 | 2 |
| | 現代生物学1 | 2 |
| | 現代生物学2 | 2 |

別表第7（第46条関係）

| 区分 | 教員の免許状の種類（教科） |
|------|-----------------|
| 美術学部 | 中学校教諭一種免許状（美術） |
| | 高等学校教諭一種免許状（美術） |
| | 高等学校教諭一種免許状（工芸） |
| 音楽学部 | 中学校教諭一種免許状（音楽） |
| | 高等学校教諭一種免許状（音楽） |